

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな  
制定を求める意見書

現在、地域のさまざまな課題を解決するため、NPO、協同組合、ボランティア団体などによって地域に密着した公益性の高い活動が展開されており、住民自身の力に大きな期待がかかっている。この一つの形態である「協同労働の協同組合」は、参加する人が協同で出資し、協同で経営し、協同で働くという形であり、雇う、雇われるという関係でなく、働くことを通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人とのつながりや社会とのつながりを大切にする働き方として、フリーター等のワーキングプアの受け皿としても期待されている。

この「協同労働の協同組合」の理念の働き方を実践している人は、全国でわかっているだけで約3万人、年300億円にのぼる事業規模と言われている。既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されているところである。

しかし、我が国では、この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができなかったり、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、地域活性化の視点からも、協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	鳩 山 邦 夫 様
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 様
経 済 産 業 大 臣	二 階 俊 博 様